



月報

11

缶詰問屋協会

(48.11.12 No.83 LOV7)

☆目次☆

10月の行事一覧表	1
◇理事会・臨時総会	2
◇(第21回)缶詰表示問題連絡協議会	9
◇(第22回)缶詰表示問題連絡協議会	13
◇商品の原産国に関する不当な表示	17
◇中部・西部政策調査部会	18
◇蜜柑缶工組との緊急下打合会	20
◇品質対策委員会	23
◇書面理事会	25
◇(第2回)業務用缶詰開発研究会	26
会 員 消 息	29
事 務 局 報 知	29

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地
江戸ビル 2階
電話 東京03(241)6568・6569番

10月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
書 面 理 事 会 (第21回)	10月1日			
缶詰表示問題連絡協議会	10月4日	13.30~15.30時	日 缶 協	全缶協側 6名
品 質 対 策 委 員 会	10月5日	10.30~12.00時	㈱サンヨー堂	7名
東北缶詰フェア	10月13日 14日		プラザ・ミン 仙台ビル	
中部政策調査部会	10月18日	10.00~11.00時	名古屋 都ホテル	8名
“ 懇 談 会	“	11.00~12.00時	“	
西部政策調査部会	10月19日	10.00~11.00時	大阪化学 繊維会館	7名
“ 懇 談 会	“	11.00~12.00時	“	
パインアップル 缶詰開缶研究会	10月19日	13.00~15.30時	大阪中央 公会堂	
蜜柑缶工組との 緊急下打台会	10月24日	9.30~10.30時	蜜柑缶工組	全缶協側 4名
(第22回) 缶詰表示問題連絡協議会	10月26日	13.30~16.30時	日本 製缶協会	
理 事 会	10月29日	10.30~12.00時	鉄道会館 ルビ-ホール	19名
臨 時 総 会	“	13.30~15.00時	“	
(第2回) 業務用缶詰開発研究会	10月30日	14.00~17.00時	東京都勤労 福祉会館	

11月の行事一覧表

果 実 部 会	11月1日	10.00~12.00時	松下鈴木㈱ 東京支社	
東 京 10 人 会	“	12.00~14.00時	“	
南へ北へ歩け歩け かんづめラリー	11月11日	12.00~17.00時		
(第9回)全国缶詰大会	11月14日	13.30~	ホ テ ル パフィック	

理 事 会 ・ 臨 時 総 会

日 時	昭和48年10月29日	10.30～12.00時 (理 事 会)
	〃	13.30～15.00時 (臨 事 総 会)
場 所	鉄道会館ルビーホール 12階羽衣、有明	
議 題	1. 48年度経過報告に関する件 2. 定款一部変更に関する件 3. 49年度予算編成に関する件 (イ) 会員増員に関する件 (ロ) 会費賦課徴収方法に関する件 4. そ の 他	

※ 理 事 会 ・ 臨 時 総 会 審 議 の 概 要

去る8月7日の理事会において49年度予算編成(案)が承認されたが、これに引き続きさらに具体的に定款を一部変更して、会員ならびに特別会員、賛助会員の増員を図り、予算を倍増し、全缶協事業活動をより強力に推進するとの方針のもとに年度内にその作業を進め、新年度に万全を期すべく理事会ならびに初の臨時総会を開催した。

理事会ならびに臨時総会の席上、和気会長は大要次のような挨拶を行なった。

「全缶協の48年度事業活動も期の半ばを過ぎたが、全缶協は内販缶詰を安定的に伸張させるために缶詰業界にはなくてはならない存在である。缶詰はシーズンバックが多く、個々工場との折衝も大切だがその年の生産数量に対して消費の実態はどうか、マーケットを一番知っているのは全缶協メンバーであり、生産数量を正しく把握して適正利潤を確保することは販売業者のみでなく生産

者の利益にもつながることであり、これらを中心にして活動して参ったわけであり、全缶協の役割もますます重要性を帯びてきている。このたびは明年度の予算編成についての協議を致すことになっているがどうかみなさんのご協力をお願いしたい。」

1 48年度経過報告

北田専務理事から次のような要点報告が行なわれた。

「まず本年度の理事会、定時総会を5月16日開催した。8月7日の理事会では特別会員制を設けて広く缶詰工場等に加入を呼びかけ49年度予算の増加を図り全缶協活動をさらに活発に展開しようということになった。

マスコミの影響、消費者運動の高まりにより公害に関することあるいは品質に関することが問題とされてきており、規格部会の中にあらたに技術関係者による品質対策委員会を設置し、既に2回会合を持ったが、これは本年度全缶協活動の一つの新しい動きであり、これから本格的に消費者苦情対策を中心に活動が展開される。また表示問題ではまず果実缶詰の一括表示を業界自主的に実施してきており、規格部会を中心に関係団体で組織している缶詰表示問題連絡協議会で検討を行なっている。最近の問題としては「天然」「自然」「純正」等の表示について公取委から業界案を至急にまとめてほしいという要請があり検討を進めている。

果実部会はチェリー、桃、みかんなどを中心に部会活動を行なってきたが、市況安定化のためにメーカーサイドに慎重な生産を常に呼びかけてきた。特にみかん缶詰は蜜柑缶詰組との連携によって読売、朝日、団地新聞による宣伝を行ない「みかん缶詰でトラベルチャンス」と題し2,000円の国鉄旅行券を抽選により1,000名に、残りはもれなく3枚1組のアップリケを贈った。応募が1万2千名を越え当初の予想を上回り大きな成果をあげた。新物みかん缶詰についても新たに宣伝について全缶協に話がもたされている。

蔬菜部会はアスパラ、スイードコーン、筍等を中心として活動を展開してき

た。なかでもアスパラ、スイートコーンに関しては日本農産缶工組を通じてパッカーに原料問題、生産数量等について要望し、それなりの効果をあげてきたが、新物スイートコーン缶詰にあっては大手パッカーと2回会合を開き、市場安定のために出荷調整を行ない上手な販売をするよう話し合った。こうした活動を通じながら全缶協としての役割を果たして来た。

次に共同宣伝は東京、福岡、仙台で昨年同様に缶詰フェアを開催した。京阪神は新聞広告を掲載、他に缶詰料理教室を併せ開催し消費者に缶詰の利用の仕方をPRした。また本年新たに全缶協内に東京10人会を設けその会合はすでに5～6回に及んでいるが、予算編成に関するアドバイス、事務局の指導をお願いし力添えをいただいている。

第9回缶詰大会が11月14日に開催される。これは日缶協主催で全缶協は関係団体とともに協賛参加することになっている。事務局から選考委員会、催事委員会に出席し、永年勤続、功労者表彰について働きかけた。

以上、概略的だが全缶協前半期の活動状況報告と致したい。」

2 定款一部変更について

和気議長から次のような見解が述べられた。

「全缶協は流通業者として適正マージンの確保が大切であると痛感しており、このことはメーカーにとってもメリットにつながるものである。もし全缶協がなく、メーカーと直接問屋が物事を決めるとなると種々問題が起きる可能性があり、その意味からも全缶協の存在価値は大きい。

のちほど9月末の収支決算報告を致したいが予算が窮屈になり、もう少し予算を大型化しないとショートすることになる。しかし既存の会員の会費を上げるということは必ずしも増収につながらないと思うので、関係のあるメリットを受けられるところに参加を呼びかけ一般会員を増員するとともに賛助会員ならびに新たに特別会員制を設けご援助を願い予算の増加に対応したいと考えている。そうした趣意により定款一部変更を行ないたい。」

このあと北田専務理事から定款一部変更について事務局案を説明し賛助会員は団体、特別会員はパッカーならびに関連企業という考え方で次の通り定款を一部変更することを理事会ならびに臨時総会において全員異議なく承認した。

定 款 一 部 変 更

旧	新
第 3 章 会 員 等 (賛助会員)	第 3 章 会 員 等 (賛助会員)
第 1 2 条	第 1 2 条
4 賛助会員は総会においては、 各 1 個の議決権を有する。	4 賛助会員は、総会に出席して 意見を述べる事ができる。 (特別会員)
	第 1 3 条 本協会の特別会員は缶塚 詰の製造およびその <u>関連産業</u> に携 わる者であって、本協会の趣旨に 賛同したものを特別会員とするこ とができる。
	2 特別会員は理事会で定める特 別会費を毎年納入しなければなら ない。
	3 特別会員は特別会費を 1 年以 上納入しないときは脱退したも のとみなす。
	4 特別会員は総会に出席して意 見を述べる事ができる。
	5 既納の特別会費はいかなる理

<p>(部 会)</p> <p>第32条4 部会の数、名称、組織、運営、特別会費等に関する規程は、理事会の承認を得て別に定める。</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第34条 本協会の資産は第8条、第11条および第12条に定める加入金、会費および賛助費、資産から生ずる収入およびその他の収入による。</p>	<p>由があってもこれを返還しないものとする。</p> <p>(部 会)</p> <p>第33条4 部会の数、名称、組織、運営、特別部会費等に関する規程は、理事会の承認を得て別に定める。</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第35条 本協会の資産は第8条、第11条に定める加入金および会費、第12条、第13条に定める賛助会費、特別会費および第33条に定める特別部会費ならびに資産から生ずる収入、その他の収入による。</p>
---	---

◎ 定款一部変更について 第12条4を一部変更し、(特別会員)第13条を追加以下逐条繰り下げる。

収 支 決 算 書

(自昭和48年4月1日至昭和48年9月30日)

収 入 の 部	予 算	決 算
繰 越 金	1,504,090	1,504,090
前年度分会費	60,000	60,000
本年度分会費	6,620,000	5,900,000
” (予算外)	40,000	40,000
賛 助 会 費	2,000,000	1,000,000
パ イ ン 部 会 費	720,000	720,000

日缶協賛助費充当費	5 0 0, 0 0 0	4 8 0, 0 0 0
そ の 他	2 0 0, 0 0 0	8 4, 6 6 1
合 計	1 1, 6 4 4, 0 9 0	9, 7 8 8, 7 5 1
支 出 の 部	予 算	決 算
1. 事 業 費	2, 8 2 5, 0 0 0	1, 3 1 6, 0 6 5
① 旅 費	3 5 0, 0 0 0	1 2 0, 5 7 0
② 会 議 費	5 0 0, 0 0 0	1 4 5, 2 8 0
③ 広 報 費	1, 2 0 0, 0 0 0	6 9 3, 7 6 0
④ 宣 伝 費	1 5 0, 0 0 0	2 7, 0 0 0
⑤ 交 際 費	1 0 0, 0 0 0	4 6, 9 5 5
⑥ 賛 助 費 会 費	5 2 5, 0 0 0	2 8 2, 5 0 0
2. 事 務 費	8, 5 1 0, 0 0 0	3, 7 5 4, 7 5 2
① 人 件 費	6, 1 0 0, 0 0 0	3, 0 1 4, 0 5 8
② 退 職 積 立 金	4 1 0, 0 0 0	0
③ 借 室 費	7 5 0, 0 0 0	3 0 0, 0 0 0
④ 什 器 備 品 費	1 0 0, 0 0 0	0
⑤ 電 話 料	2 0 0, 0 0 0	8 4, 8 5 7
⑥ 交 通 費	2 0 0, 0 0 0	8 6, 6 2 0
⑦ 函 書 費	1 0 0, 0 0 0	2 9, 7 0 5
⑧ 消 耗 費	1 5 0, 0 0 0	4 6, 1 7 5
⑨ 厚 生 費	4 5 0, 0 0 0	1 4 6, 9 8 2
⑩ 諸 雑 費	5 0, 0 0 0	4 6, 3 5 5
3. 予 備 費	3 0 9, 0 9 0	2 7 7, 2 0 0
① 予 備 費	3 0 9, 0 9 0	2 7 7, 2 0 0
合 計	1 1, 6 4 4, 0 9 0	5, 3 4 8, 0 1 7

総収入	9,788,751
総支出	5,348,017
差引残高	4,440,734

現金	90,405
普通預金	4,350,329
合計	4,440,734

3 49年度予算編成について

(イ) 会員増員に関する件

(ロ) 会費賦課徴収方法に関する件

まず北田専務理事から48年度9月30日現在の収支について報告し、萩原監事から専務理事報告通り相違ない旨会計監査の報告を行ない、予算不足による会費の増収を図るため新規加入会員の増員にご協力願いたいと要請した。

このあと会員増員に関して意見が述べられ次のような方針が決定した。

(1) 出来るだけ多く全銜協に加入していただくことが目的であり、今回は大中に会員増強を図るわけであるから、ある一定期間を設けてその期間内に加入いただいた場合に限り一般会員から徴収する建前の加入金を免除あるいは削減したらどうかとの意見があり、これに対して定款に加入金の額は理事会で別に定めるとあるのでゼロとすることはこれに抵触するのではないかとの見解があり、結論として次のような方針となった。

昭和48年度内、すなわち昭和49年3月31日までに加入していた会員に対して既に48年度事業も後半に入っているので所定の48年度年間会費を加入金を含めたものとして納入いただくことになった。従って48年度収支予算に特別収入として組み入れ、会員加入の呼びかけは年度内に活動する。そして年度内に加入しない場合には次年度も引続いて勧誘を進めていくことになった。

(2) 加入候補会社、団体リストは理事の一部と東京10人会、事務局でまとめたものであるが、まだまだ適当な候補会社があると思われるのでそのような会社を事務局にお知らせ願うことになった。

- (3) 会費の額については会費査定委員会（委員 7 社）で査定し、それぞれの会費額を決定することになり徴収方法は従来通り年間会費を 1 回で納入願うことになった。

4 その他

和気議長より（第 9 回）全国缶詰大会で功労者表彰に全缶協前会長故浅井二郎氏が表彰されることになったが、その経過について報告を行ない、次いで北田専務理事から永年勤続者表彰の全缶協サイドからの表彰者、缶詰大会催物としての「南へ北へ歩け歩けかんづめラリー」について説明を行なった。

（第 21 回）缶詰表示問題連絡協議会

日 時	昭和 48 年 10 月 4 日 13.30～15.30 時
場 所	（社）日本缶詰協会 会議室
内 容	1. 果実缶詰の一括表示に伴う表示基準について 2. みかん缶詰のブロックン表示について 3. その他

※ 協議会討議の概要

本連絡協議会は全缶協の当番により北田専務理事が進行役を務めた。本日は第 1 号議案を中心に検討が行なわれたが、これは 8 月 22 日、製缶協山崎専務、日缶協平野常務、全缶協北田専務の 3 氏が農林省消費経済課に出向き山本課長補佐、成沢規格専門官と面談し、業界でまとめた果実缶詰の一般表示基準等について農林省の見解を聞いたが、その報告のあと各氏から活発な意見がだされた。

1 果実缶詰の一括表示に伴う表示基準について

まず平野常務から次のような報告を行なった。

「農林省消費経済課山本課長補佐、成沢担当官と懇談し、その内容について手元に問題点をメモしているが、細かいやりとりは十分記録していないので報告もれがあれば山崎氏、北田氏にのちほど訂正願いたい。まず一番目として、1表示事項 I形状の原案では、例えばみかん………ホール、ブローグンというようにあっさりとかたづけているが、これをそれぞれ果実全品種について別表をつくってほしいということであった。二番目は原材料名で従来の公正規は肉野菜煮の場合、経済価値の高い肉を先に書くことになっていたが、昨年多いものの順でグループごとにまとめる規約内容に改めた。

農林省は、例えばみつ豆の場合に寒天、豆、その次に果実がきて果実(もも、りんご、洋なし)といったようにカッコでくくるように果実(○○、○○、○○)、糖類(○○、○○、)とした方がベターではないかということであった。三番目にパッキングメディアによるライト、ヘビーシラップの表示について当然業界とも意見を聞いてやるが、ただ邦文でどう表示するかという点がある。みかん缶詰の輸出検査でライト、ヘビーに分けて検査することに近く改正が行なわれるが、内販についてもこれにあわせ検討願う必要があるということである。

次に添加物の表示で別表5のものだけでなく最近農林省の姿勢として別表2の食品衛生法で義務づけられていないものまで書かせようとしており、あくまでも消費者が商品を選択する場合に必要なものは書かせるということに農林物資規格調査会、専門委員会で検討結果このような方針を打ち出した。サイズ個数表示について昨年にも缶詰で農林省は記号の説明は必要表示事項として含めるのは疑問があり、欄外表示が望ましいということで一括表示のなかに全く採用しなかったが、今回もやはり記号説明は欄外でという方針を確認した。パイン缶詰はズバリ枚数表示をしているがこれは例外であ

り、またパイン缶詰のJASにおいては使用上の注意は住所、氏名の上に書くようになっており、沖縄ではこれを忠実に守り内地でもこのような表示を指導してもらいたいと指示があった。これについて当初農林省は必要表示と性格が違い欄外に書かせる方針であり、その後話し合いでまあ一番最下欄に書くのがよろしかろうということで、業界ではこの表示方法でやってきたが沖縄からの申入れがあり、農林省もパイン缶のJASで規定しているため今後改版の時点で改めてほしいということであった。いままでの経緯からいって業界としては不満足だが上記の通り相違ないということから一番下に住所、氏名がくるのが一般常識であるということである。フルーツカクテル、ミックスについてJASで決めていないのでこれを改正しなければならず業界の方で検討してくれといわれた。最近フルーツゼリーの缶詰も増えているが規格がなく業界としてどう取扱うか検討しておく必要がある。特級、標準表示について、①現在等級のあるものに対して書かせるのか、②合格一本のものに対しても標準と書かせるのか、農林省の考えを聞いたが現在等級のないものまで書かせることはなく、等級のあるもののみ書かせる方針であり、これはジャムのJASから新しく決められたが、いずれはもも、洋なしについても規定していきたいとの意向である。社名の活字の大きさについてこの協議会では品名の2倍以下という方針を決めており現状は1.4ポイントの活字が一番大きく、大部分が1.2ポイントが実態である。農林省としては必ずしも同じ大きさでなくても一応全体が統一とれていれば認める。パイン缶の規格で規定された統一のとれた活字というのは同じ活字ということにとれるが缶詰の場合欄外にも表示があり、そのへんは常識的に解釈し、農林省としてもそうきびしくいわず弾力的に判断するという感触であったが、成沢氏は今後は極力規定通り指導していくということで山本課長補佐と多少ニュアンスのうえで行き違いがある。」

このあと北田専務から

「農林省の見解から一括表示基準の形状、原材料添加物等の項目に肉づける部分が生じてきたわけで一応のメドを作成していきたいと思うがいかがか。」と提案あり、このあと各氏から意見がだされ、結論として次のような方針となった。

日缶協で一応まとめたいうえ次回の連絡協議会でそれにもとづいて協議する。なおこれらのことに関しては出来るだけ時間をかけて慎重に進めていくことになった。

2 みかん缶詰のブロークン表示について

この件に関し蜜柑缶工組阿部氏から次のような報告を行なった。

「内販みかん缶詰の調整規定でホールのJAS受検を義務づけブロークンは鑑定を受けるということで新年度も実施することになった。ブロークンの表示についてはわれわれとして消費者にブロークン、ホールをはっきり識別出来るように正しく価値判断されるべきであるということでブロークン統一意匠の案も提示したが、これは出来ないということでブロークンをはっきり認識させるべく当初は22ポイント以上ということを全缶協に提案したが、結局16ポイント以上ということで全缶協と話し合いが付き、この方針で進めている。」

これに対して公正規約を特に変更することはなかろう、業界が承知すれば問題はないとされたが、一応蜜柑缶工組から公正取引協議会宛にその旨文書で連絡するという事になった。

本連絡協議会での検討を終了後引き続き懇談会を開き、日缶協平野常務、製缶協山崎専務より下記の件につきそれぞれ経過報告が行なわれた。

- 農林省の製造流通基準について
- アメリカのマッシュルーム缶ボツリヌス菌B型の事故について

- 缶詰容器の内面塗装缶規格基準について

(第22回) 缶詰表示問題連絡協議会

日 時 昭和48年10月26日 13:00～15:00時

場 所 観光会館

内 容 ① 果実缶詰の一括表示基準(案)について

② 天然、純正等の用語の規制について

出 席 日缶協、製缶協、農産缶工組、その他団体。

全缶協側(多田、三戸、春日、市川、北田の各氏)

※ 協議会の概要

今回は日本製缶協会が担当となり、まず果実缶詰の一括表示基準に関する業界の自主的(案)について協議した。これは先きに農林省の意向打診のうえおむね関係事務局において手直ししたものを最終的にまとめあげようとして進められたものであったが、「一括表示基準」とするところに全体的なムリがあり、表題を「果実缶詰の品質表示に関する一般原則」に改め、段階的に作業を進めていくことになった。

また、公正取引委員会より「天然」「自然」及び「純粹」「純正」等の表示に関し業界側の考え方を求められており、この検討を行なった。

公取委では業界の慣行、通念は一応尊重するとしているが、加工ものについて「天然」云々と表示することは考えられないとの意見であり、例えば現在100%果汁を「天然果汁」と呼ぶことが認められているのに対し、砂糖を加えたものを天然といってよいかどうか。同様にトマトジュースにしても塩分を添加したものをどう解釈するか等、添加物の定義づけ、あるいは残留農薬の問題をも含めその成行きが注目されるところである。

公取委では年内に実施メドを置いているようであるが、缶詰業界にあってはどんなものにそうした用語が使われているか調べるとともに各団体間において検討することになった。なお原産国表示の制限に関しては10月16日付官報に「商品の原産国に関する不当な表示を指定する件」の告示に関連し、その説明ならびに、例えば冷凍パイで「台湾産原料使用」と表示することの可否、実質的変更の限界など協議した。

なお、「天然、自然、等及び純粹、純正等の表示に関する景品表示法第4条第1号の運用基準」に関する公取委事務局試案と10月16日告示の「商品の原産国に関する不当な表示を指定する件」の内容は次の通りである。

「天然」、「自然」等及び「純粹」、「純正」等の表示に関する景品表示法第4条第1号の運用基準（事務局試案）（48.8.20）

食品についての次の表示は、不当景品類及び不当表示防止法第3条第1号の不当な表示に該当するおそれがあるものとして取扱う。

第1 「天然」、「自然」等

次の各項に適合しない食品について、「天然」、「自然」その他これらに類似する文言を用いた表示。ただし、食品の製造された環境を示す場合等食品の品質その他の内容そのものについて述べているものでないことが明らかである場合を除く。

（加工食品）

1. 加工食品について用いる場合（次項及び第3項の場合を除く。）にあっては、次の各号に適合すること。

- (1) その原材料が自然の状態において含有していた成分（単なる水分その他重要でないことが明らかにされているものを除く。）を消失、減少又は変質させるような加工（このような加工がされたものを原

材料として加える場合を含む。) がされていないこと。

(2) 食品添加物を用いておらず、かつ、残留農薬等が含有されていないこと。

(3) 同種の商品であって、第1号又は前号に適合しないものが現に販売されていること。

(加工食品の製造方法)

2 加工食品の醸造方法の特色を示す意味で用いる場合(次項の場合を除く。)にあつては、次の各号に適合すること。

(1) 当該製造方法が古来から用いられている伝統的なものであること。

(2) 同種の商品であつて、前号の製造方法によらないで製造されたものが現に販売されていること。

(3) 当該食品そのものでなく、その製造方法について述べていることが明らかであること。

(加工食品の原材料)

3 加工食品の原材料について用いる場合にあつては、次の各号に適合すること。

(1) 当該原材料がその食品の主要な原材料であること。

(2) 当該原材料が次のいずれかに該当するものであること。

イ 第1項第1号の加工がされていないもの

ロ 前項第1号の製造方法によって製造されたもの

ハ 次項第1号に該当するもの

(3) 当該原材料中に、食品添加物を用いておらず、かつ、残留農薬等が含有されていないこと。

(4) 同種の商品であつて、第2号又は前号に適合しない原材料を用いたものが現に販売されていること。

(5) 当該食品そのものでなく、当該原材料について述べていること及

び当該原材料が第2号イ、ロ又はハのいずれに該当するものであるかが明らかであること。

(生鮮食品)

- 4 生鮮食品について用いる場合にあっては、次の各号に適合すること。
- (1) 養殖又は栽培されたものでないこと。
 - (2) 残留農薬等が含有されていないこと。
 - (3) 同種の商品であって、第1号又は前号に適合しないものが現に販売されていること。

第2 「純粋」、「純正」等

次の各項に適合しない食品について、「純粋」、「純正」その他これらに類似する文言を用いた表示

(加工食品)

- 1 加工食品について用いる場合(次項及び第3項の場合を除く。)にあっては、次の各号に適合すること。
- (1) その種類の食品に本来用いられる現材料のみを用いていること。
 - (2) 食品添加物を用いておらず、かつ、残留農薬等が含有されていないこと。

(加工食品の原材料)

- 2 加工食品の原材料について用いる場合(次項の場合を除く。)にあっては、次の各号に適合すること。
- (1) 当該原材料がその食品の主要な原材料であること。
 - (2) 当該原材料に異物、代替物等が混っていないこと。
 - (3) 当該原材料中に、食品添加物を用いておらず、かつ、残留農薬等が含有されていないこと。

(食品又は原材料の産地、製造方法等)

- 3 「純〇〇産」、「純手造り」等のように、食品又はその原材料の産

地、製造方法等の特色を示す意味で用いる場合にあっては、次の各号に適合すること。

- (1) 当該食品又は原材料が完全にその特色を具備していること。
- (2) 加工食品の原材料について用いる場合にあっては、当該原材料がその食品の主要な原材料であり、かつ、当該食品そのものでなく、当該原材料について述べていることが明らかであること。

商品の原産国に関する不当な表示

○公正取引委員会告示第34号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第3号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和49年5月1日から施行する。

昭和48年10月16日

公正取引委員会委員長 高橋 俊英

商品の原産国に関する不当な表示

1. 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - (1) 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - (2) 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - (3) 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
2. 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - (1) その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類

するものの表示

(2) その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示

(3) 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

1. この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
2. 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

中部・西部政策調査部会

〔中部政策調査部会〕

日時 昭和48年10月18日 10.00～11.00時

場所 名古屋都ホテル 3階 柏

〔西部政策調査部会〕

日時 昭和48年10月19日 10.00～11.00時

場所 大阪化学繊維会館 2階4号室

議題 (1) 統一伝票の普及について

(2) 農林省食品流通局産業課の食料品卸売業の経営近代化について

(3) その他

※ 政策調査部会の概要

本中部・西部政策調査部会の2部会に和気会長が出席し、部会検討のあと部会員各位とともに全缶協の事業活動、運営方針等につき懇談した。議事に先き立ち和気会長より大要次のような挨拶があった。

「去る5月浅井前会長の後任として明年3月までお引受けすることになったが、私は全缶協の存在は日本の缶詰のためにはなくてはならない立場にあると思っている。

缶詰はシーズンバックされるものであり、需給調整が非常に大事であり、相場変動による値下りなどの場合でもリスクをいかに避けていくかが重要である。それにはやはり生販ともに協力して密接な情報交換を行ない、お互いに利益となる活動を進めてゆくべきであると思う。

全缶協には商品別の部会組織があり、この部会活動によってメーカーに正しい情報を流すことも一つの大事な役割であり、特に単品組合団体などへの連絡協調等についてはますます活動のウエイトが増してきており、効果をあげている。最近ではコンシューマリズムのもりあがり極めて活発で、生産面における資材確保の問題あるいは公害問題など厳しい試練期を迎えているが、全缶協の立場としては、例えばみかん缶詰の製造に当って苛性曹達の不足などでその純度に疑問のあるような材料を使用されてもするとひとりみかん缶詰ばかりでなく缶詰全体に致命的不信感をもたれることになり、こうした品質対策についてもメーカー側に注意するよう呼びかけるなど全缶協の役割は誠に大である。そしてお互い適正な価格で市場の安定を図るにはどうすればよいか、そうした問題を部会活動を通じ業界全体に伝え業界の発展に資したい。最近では特に国内市場だけを見てもだめであり、広く世界を見ながら国内の安定を図らなければならない時代になってきた。以前の傍観者的立場とは違った観点から今後全缶協の強化を図って参りたいのでよろしくご協力の程願いたい。」

1 統一伝票の普及状況について

まず北田専務理事から46年以来、日本商工会議所が通商産業省より委託を受けて普及活動に入った当時から現在に至るまでの各業界における採用状況を説明した。

なお今後の普及に当たっての問題として次の点に関し要望があり、事務局からも通産省ならびに商工会議所などに働きかけを行なうことになった。

- ① 量販店に対する啓蒙普及
- ② 生産者側に対する啓蒙と普及
- ③ 伝票用紙のコスト高、入手難を円滑化するため、統一伝票採用の向きには何らかの恩典が与えられるよう商工会議所を通じ政府に働きかけるようにする。

2 農林省食品流通局商業課の食料品卸売業の経営近代化について

北田専務理事より、昨年農林省が「食品流通局」を新設して以来、商業課の担当行政が生鮮関係の小売業者重点から缶詰、食品(加工食品)の流通業者に対して新しい作業を施すことになり、本年から全缶協のスタッフ4名がその専門委員に委嘱され、すでに調査も終了段階を迎えている旨報告、調査資料がまとめ次第各会員にその内容につき広報致したいと説明した。

3 その他

現在の卸売業の実情につき意見の交換があった。人的資源に窮乏している現状をふまえ、今後さらに流通業務に携わるものの団結により間屋システムの強化を図る必要がある等の話し合いが行なわれた。

蜜柑缶工組との緊急下打合会

日 時 昭和48年10月24日 9.30～10.30時
場 所 日本蜜柑缶詰工業組合 応接室

内 容 新物みかん缶詰について

出 席 (工組側)

後藤、廿日出、村上、井原、花島の各氏

(全缶協側)

中山、加藤、高崎、北田の各氏

※ 下 打 合 会 の 概 要

蜜柑缶工組では23日理事会を開催したが、その模様を全缶協側に伝えご協力願いたいとの申入れがあり緊急下打合会となったもの。

まず後藤理事長より輸出向けを中心とした説明がなされたあと、内販向けの状況、原料見通し、国内宣伝に関する件などにつき打合せがなされた。

工組側の説明および要望の大要は次の如くであった。

[輸出向けについて]

輸出向けの調整保管分は13～14万%あったがその後順調に推移し、すでに契約完了し、11月1日以降の新年度入りには積出しが行なわれる(本枠444万函)。新年度輸出割当は500万函と決定したが、実際に製造されるのは調保分の14万函を除いた数量となる。

また、新年度先き売りとして英国向け35万函、欧州向け40万函がすでに契約されている。輸出価格は昨年FOB8ドル56セントであったのに対し、本年度は8ドル80セントと見込まれる。内容量が175gと減っているため若干商社筋からは抵抗があったが、パッカー自体としては昨年より手取りは悪くなるを見ている。すなわち昨年のレートは308円に対し本年度予想としては265円といったところであり、新年度品については1,760円がパッカーの手取りとなるのではないか(47年度分は1,800円強)。

[内販向けについて]

昨年と変わった点は、ことしからブロークンにあっては検定を受けたものに

対し検定済のシールをカートンに貼るようになったこと。そして活字の大きさは全缶協と申し合せた大きさで表示するという点である。その他については製造期間、ブロークンの制限とも昨年通りである。

〔原料について〕

昨年の原料は358万3000トンであったが、本年は裏作年とされ320万トン程度と見込まれている。昨年の加工原料用としては缶詰30万トン、ジュース用に30万トンそれぞれ使用された。その他2万5000トンが濃縮ジュース用に向けられたが、現在3000～4000トン調整保管用として残っているようだ。

新年度は武田のハイシー、日魯冷凍みかん等の需用が予定され、35～36万トン程度に達するのではないかと、缶詰原料の見通しは昨年並と考えている。昨年の内地向けは80.0万%に達したが、本年も大体その程度は生産されるであろう。ただし昨年は市場が枯れていたが、ことしは潤っており、それにヤクルトの需要がない点、状況は異っている。なお原料価格は昨年よりは高くなる予想である。

〔国内宣伝について〕

当初50円という考えであったが、このたびの理事会でパッカーとして30円出し、2億円を集めることにした。あと1億円を関連業界から協力してもらおう。こういう話になるまでに各地域で宣伝についての検討を行った訳だが、関西地区は是非実施して欲しいという意見であったし、静岡地区では金の出し方について2～3反対の意見があった。こうしたことは強制的ではなくみんな気持ちよく出し合わないと問題になるので、理事長としては見送る考えを一時もっていたものの協議の結果、宣伝実施に踏切ることとした。パッカーのなかにはブランドを持っていない会員もあり、そういう向きは30円の半額15円を負担してもらい、とにかくパッカーサイドで2億円を集める考えだ。そして問屋ブランドオーナーから5,000万円、製缶協会か

ら5,000万円協力願い3億円予算で何とか実行に移したい。組合員の意見では宣伝するにしてもことしを置いてチャンスはないとの声であった。同じ組合員でもブランドオーナーと下請けとがあるので技術的にもむづかしい面があり、組合として取引内容にまで口出しできないが、兎に角ブランドオーナーは30円拠出し、下請けの場合は折半でやろうということで意見が一致した。

市場は現在枯れていないので値崩れが出る心配もあり、その点からもPRは必要だ。そのための宣伝費は最低3億円でないとは効果はない。現在600万函は夏場までに消化される市場をもっており、それからの100～150万%が市場で問題となり、冬場においての新しい需要喚起が大事である。

そこで来年の1月ごろから実施したいと希っている。去年はスタート時高値であったが、このことはパッカーとしても大いに反省している。ことしは本当の意味での適正価格をうち出してお互いによい年としたい。

11月13日に内販委員会を予定しているが、いまからスタートしないと時間的に間に合わないため、委員一任のかたちで全額認製の意向をおききしながら進めて参りたい。

品質対策委員会

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 昭和48年10月5日 10.30～12.00時 |
| 場 所 | 榊サンヨー堂 会議室 |
| 議 題 | 1. 苛性ソーダ、塩酸問題について
2. クレーム(異物混入)の分類について
3. そ の 他 |

※ 委員会討議の概要

本委員会は在京委員メンバーにより開催されたもので、今回は特に日本缶詰協会研究所所長妹尾芳郎氏をオブザーバーとして招き、第1号議案ならびにアメリカで発生したボツリヌス菌中毒事故に関連してボツ菌に関して説明があった。

まず、水島委員長から次のような見解が述べられた。

「本日、第2回目の委員会開催であるが、今日は在京委員会ということで進めたい。本日は特にどうしても集まっていたかなければならない議題はないが、委員会が出来ても問題の起る迄なにもしないということは好ましいことではないので、取り敢えず当面の問題について委員の方々と話し合うことが大切と考え今日集まっていた次第である。

第1回目の委員会で苛性ソーダ、塩酸について十分注意して購入してもらう必要があるとの意見により蜜柑缶工組に先日口頭によりこの主旨を申入れたが、本日妹尾氏に苛性ソーダ、塩酸について種々とお話を承りどの程度の重要性、危険性があるのか、そのお話をふまえてもう一度ご相談し委員会の態度を決定したいと思う。その次にクレーム問題であるが、当面の問題として皆が困っているこのクレーム問題のうちで特に異物が多いことが前回でも問題となっている。これを取りあげていくことにしてどのようにクレームの実態をつかんだらよいかご協議願いたい。」

1 苛性ソーダ、塩酸問題について

本委員会の結論として次の方針が出された。

前回警告した内容をもう少し具体的にもり込み副製塩酸は絶対に使用しないことは勿論のこと必ず食添であることを確認して欲しい。

一方、全缶協内部では別に会員のブランドオーナーに対してそういう連絡をして下請工場に十分注意するよう要請することになった。

これにより10月12日付庶務第453号にて全会員に「みかん缶詰の製造を目前に控えお願いの件」の文書で周知徹底を図った。

2 クレームの分類について

クレーム問題について各委員より意見がだされ、次のような結論となった。クレームについてどういう実態かを確かむことが先決である。全体からデータを集めることは大変であり、なかなか集められないので委員の方のところから一応データを出してもらい、これを集計すれば実態の傾向がつかめるので委員会社から提出願う。件数が何件といった数字は会社によっては出せないと思われるので各品種(4分類)によるパーセントは事務局が集計する。

またその母集団をつかむため事務局で推定すれば、そうかけはなれた数字は出ないと思うのでこの推定で出すことにしたい。

以上の方針で作業を進めることになった。

書 面 理 事 会

8月7日の理事会において49年度予算編成について承認され、定款を一部変更して会員ならびに特別会員(新設)、賛助会員の増員を図り、予算を倍増し、全缶協事業活動をより強力に推進する方針がだされ、年度内にその作業を進め、新年度の予算編成に万全を期すべく48年10月1日付書面理事会をもって、次の事項の議決をもとめ全員異議なく原案通り承認された。

1. 臨時総会日時および場所決定について

日 時 昭和48年10月29日(月)
10.30～12.00時 理事会
13.30～15.00時 臨時総会
場 所 鉄道会館ルビーホール

千代田区丸の内1-9-1

2. 臨時総会に付議する議案

- 1) 定款一部変更に関する件
- 2) 49年度予算編成に関する件
 - (イ) 会員増員に関する件
 - (ロ) 会費賦課徴収方法に関する件

(第2回)業務用缶詰開発研究会

日 時 昭和48年10月30日 15.00～17.00時
場 所 東京都勤労福祉会館 6階 第1洋室A
共 催 日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、
日本業務用食品卸協会

※ 研究会の概要

本研究会はレストラン、スナック、食堂関係のユーザー、10数社を招き共催者側からメーカー、問屋、2次店が多数参加し、業務用缶詰に関してユーザー側から使用状況、希望事項等が述べられ、メーカー、問屋との質疑応答があり有効な研究会となった。

昭和48年度アスパラガス缶製造数量

(48.10.30)
日本農産缶工組

品 種	缶 型 入 数	4 8 年	4 7 年
ス ト ー ク ス	角1号/12	2 6,3 9 4	3 6,2 7 1
	4号/24	2 6 1,4 3 5	2 5 7,5 3 6
	7号/48	6, 9 9 8	1 2,3 1 5
	250g/48	4 7 3,3 9 9	4 2 9,5 0 6
	200g/48	1 2,4 9 0	1 3,7 0 9
	果7号/48	4,5 2 7	2,2 7 1
	3号/24	1 2 6,	—
	そ の 他	9,4 0 3	3 0 8
小 計	7 9 4,7 7 2	7 5 1,9 1 6	
カ ッ ト	2号/24	2 1,9 0 7	3 6,2 4 7
	4号/24	1 0 5,6 1 5	8 1,1 5 9
	250g/48	3 0 2	—
	そ の 他	2,3 6 2	—
	小 計	1 3 0,1 8 6	1 1 7,4 0 6
合 計	9 2 4,9 5 8	8 6 9,3 2 2	

昭和48年度スイートコーン缶詰製造数量

(48.10.30
日本農産缶詰工業組合)

品 種	缶型入数	48年	47年
ホ ー ル	1 / 06	7,550	4,379
	2 / 24	8,793	2,980
	4 / 24	63,408	48,479
	5 / 48	4,285	—
	7 / 24	1,000	—
	果7 / 48	10,140	7,412
	果7 / 24	—	2,955
	250g / 48	17,824	17,937
	250g / 24	—	4,305
	そ の 他	2,496	—
	小 計	77,431	59,347
ク リ ー ム	1 / 06	3,785	1,332
	2 / 24	18,296	11,871
	4 / 24	66,320	62,165
	7 / 48	—	4,030
	7 / 24	10,300	9,888
	果7 / 48	10,441	10,423
	250g / 48	3,541	4,093
	そ の 他	3,198	—
		小 計	80,673
合 計		1,584,167	1,350,552

会 員 消 息

〔機構改革〕

※ ㈱小田商店（大阪市浪速区北高岸町16 代表取締役小田恵郎氏）では将来の食流通情勢を思考し、従来より比較的重点部門であった外食産業向食品の専門卸商として一層の飛躍発展を目ざすことになり、一般家庭向の商品は11月上旬をもって取扱を中止する。今後は給食、食堂、喫茶、食品加工用原材料の専門商社として幅広く格段の充実を図っていくことになった。

事 務 局 報 知

〔11月24日（土）事務局休業について〕

来る11月25日（日）は全銜協創立8周年を迎えますが、創立を記念し11月24日（土）を休業させていただきますのでお知らせ致します。

